1991年から2000年9月までの中東和平プロセスにおける パレスチナ難民政策

第二次インティファーダーの起因

The Policies on the Palestinian Refugee Problem in the Middle East Peace Process from 1991 to September 2000

- One of the Predictable Causes of the Second Intifada -

法学研究科法律学専攻博士前期課程修了

豊 田 亜貴子

Akiko Toyota

はじめに

- . 中東戦争の産物 パレスチナ難民
- . 中東和平プロセスにおける難民政策の展開
- . パレスチナ難民の期待と現実

おわりに

はじめに

「戦争の世紀」、「直接的暴力の世紀」、「革命の世紀」と同時に「難民の世紀」とも称される20世紀は、世紀末の2000年1月1日時点で約2200万人の難民という負の遺産を生み出していた」。その中で、最も人数が多く、半世紀以上という最も長い間難民キャンプや異国、他地域での生活を強いられ貧困・差別・人権侵害等に直面しながらも、祖国にある我が家への帰還を希望に生き戦い続けているのがパレスチナ難民である。彼らの多くは難民キャンプで生まれ育ち、劣悪な衛生状況・インフラ・労働環境のキャンプでの生活しか知らず、自己実現の機会にも恵まれていない2。

このパレスチナ難民問題は中東地域のみならず世界全体の平和と秩序安定、そして人道の両観点から解決が急務であることは周知の事実であり、これまでにも国連は政治・援助の両面で様々な努力を重ねてきた³³。そして1991年にはアメリカを中心に中東和平プロセスが開始され、長年待ち望んだ平和の兆しが見え始めた。しかしその後も、宗教的要因、水資源、パワーバランスなど様々な要因が複合的に絡み合い、その上2000年9月には第二次インティファーダーも勃発し、結局世紀を超えてもなお解決のめどがたっていない。

発生から2年が経過した第二次インティファーダーは、2000年9月28日当時の野党リクード党首シャロン現イスラエル首相がイスラム教聖地に武装護衛と共に足を踏み入れた政治的挑発に対してパレスチナ民衆が反発した事に端を発し、現在も暴力と報復の連鎖が続いている。パレスチナ民衆は中東和平プロセス始動・パレスチナの暫定的自治実現という新たな歴史の局面を迎え、最も平和実現への機運が高まっていた時期を経て、今なぜ再び蜂起したのであろうか。

イスラエル軍による事件を機に占領政策等への民衆の不満・怒りが爆発して起こった最初のインティファーダー(1987年)を鑑みると4、今回も9月28日の事件はきっかけの一つにすぎず、民衆が他の何かに対し募らせてきた怒り・不満を爆発させたのではないかと思えてならない。そしてその怒り・不満の矛先の1つが和平プロセス内で遅々として進展を見ない難民政策にあるのではないかと考える。実際に中東和平プロセスは最も苦しみ続ける弱者パレスチナ難民にどのような影響・変化を与え、彼らの和平を本当にもたらしたのであろうか。当事者として彼ら自身の思いや意見が反映されたのであろうか。

本稿では、中東和平プロセスにおける難民政策と世論調査等を基に難民自身の思いとをそれぞれ分析し難民の目線から政策課題を考察する。社会の底辺部にいる彼らの声を聞くことで現状の問題点・課題を見つけ、打開の突破口が少しでも見えるかもしれない。そして分析結果と2000年9月の第二次インティファーダーとのつながりについても若干言及する。そのため、分析対象時期を1991年から2000年9月までに限定する。

. 中東戦争の産物 パレスチナ難民

1.中東戦争勃発の背景

1948年5月14日に第一次中東戦争が勃発することになった直接的きっかけは、同日のイスラエル建国にある。イギリスの委任統治が終了し軍が撤退した後、ユダヤ人たちが一方的に独立宣言を行い、それにアラブ人が反対したのである。しかし、源流を辿れば火種の要因はその半世紀以上前から存在していた。それは19世紀末からのユダヤ人入植と1910年代にイギリスによりとられた三枚舌政策である。

1880年頃、東欧での迫害と西欧における同化政策に苦しむユダヤ人の一部が「問題解決のためのユダヤ人国家建設」を目指し、ロシア・東欧から「パレスチナ」に入植を開始した。現在のイスラエル国家とパレスチナ自治区(ヨルダン川西岸とガザ)を合わせたこの地には、当時約50万のアラブ人キリスト教徒とアラブ人イスラム教徒が既に居住していたがユダヤ人はその事実を知らず、パレスチナ到着後に気付いたもののそれを無視する形で入植を押し進めていった5。この事がアラブ人の危機感を募らせ、1920年代から戦争勃発まで度々衝突を繰り返す事態を招いた6。

又、イギリスは1915年、まずアラブに対し「マクマホン書簡」で第一次世界大戦でのイギリスへの

協力を条件にパレスチナ独立を約束した。しかし、翌1916年にはフランスとの「サイクス・ピコー協定」にアラブ側へ独立を約したはずの東アラブ地域の分割を明記し、さらには1917年「バルファオ宣言」でパレスチナでのユダヤ人国家建設を約束して三枚舌を使ったのだった⁷。

その後1937年になってイギリスは上記約束が両立し得ないことを認めてパレスチナ分割を提案したものの(「ピール報告書」)、ユダヤ・アラブ双方からの反対は大きく、遂に1947年、委任統治終了を決定して国連へパレスチナ問題解決を委ねたのである。国連は同年11月29日安保理決議181でパレスチナ分割を決議したのだが、パレスチナ全人口の3分の1しか占めていないユダヤ人に領土の54%が与えられるという不平等な内容あったため8、アラブ人の反発を招く結果となった。

2. 難民発生過程

一般的に第一次中東戦争がパレスチナ難民発生の最初の契機として知られているが、ダヴィッド・マクドワルの著書『パレスチナとイスラエル』の中では、戦争勃発2ヶ月前の1948年3月からユダヤ人軍隊がパレスチナ人に対し行った攻撃により大量のアラブ人逃亡者が出ていたと指摘されている。4月には、後の初代イスラエル首相ベン・グリオンより「パレスチナ全域からのアラブ人排除」に承認が下され、以後アラブ人の逃亡や残された住居の排除・破壊が組織的に行われていく。4月9日には、エルサレム近くのデイル・ヤシンでユダヤ人によるアラブ人大虐殺が起こり(アラブ人254人が殺され生き残りはエルサレムを行進させられた)、虐殺の影響を恐れた周辺のアラブ人たちがこれを機に大量逃亡を図る事態となった9。

結局、 5 月14日にイギリスの委任統治が終了しイギリス軍が撤退した時点で、既にパレスチナ難民が $20\sim30$ 万人発生しており、このうち70%は 3 月以降の直接的軍事行動の結果によるものとされている。

第一次中東戦争勃発後も難民となるアラブ人の数はさらに増え、7月12日にはリッダから追放される最中に再び大量虐殺が発生したほか、彼らの収穫物が焼き尽くされ、ないし武力で脅かされ、加えてガリラヤやパレスチナ南部でも掃討作戦の形をとった追放がますます頻繁になった。アラブ人脱出の直接原因はこうして与えられた肉体的・心理的隔離感であり、最終的に1949年3月の終戦時には72万5千人のアラブ人が難民に、パレスチナの73%(アラブ領とされた分の22%)がイスラエル支配下になった。

さらに、1967年6月の第三次中東戦争では48年戦争の結果辛うじてアラブ側の土地として残ったガサ地区・ヨルダン川西岸・エルサレムの残りの部分(当時前者はエジプト、後者2つはヨルダン支配下)までもイスラエルに占領され、計50万人のアラブ人難民が発生した¹⁰。そのうち14万5千人は1948年時の難民でこの1967年に再度追い出された二重難民であった。

3.パレスチナ難民とは誰か

2002年5月現在UNRWA登録者だけでも400万人弱、未登録者も含めれば1998年末PLO公式発表段階ではあるが既に510万人に達しているパレスチナ難民は、歴史的背景を踏まえて大きく2つのグループに分類されている。第一次中東戦争時に発生した「48年難民」と、第三次中東戦争時に発生した「67年難民」である¹¹⁾。しかし、この分類に誰が該当するのかについて、発生から50年以上経つ今日でも国際的レベルにおいて認識されている明確な定義は未だない。

そこで本稿では、難民政策分析という趣旨を踏まえ、最終的地位交渉でPLO側により「48年難民」として提示されているPLO難民問題局定義と、1993年の「暫定自治政府の取極めに関する原則宣言」第12条に基づき「67年難民」を扱う継続4ヶ国委員会定義に触れる。

(1) PLO難民問題局の定義

1925年7月24日制定のパレスチナ市民権規則(Palestinian Citizenship Order)に沿って1947年11月29日時点ないしそれ以降パレスチナ市民であった人、又は左記日付ないしそれ以降パレスチナに常住していた人でいかなる国の国民でない、ないし国籍が不明な人、そして

パレスチナで居住していた場所が1948年5月15日から1949年7月20日までにイスラエル国家の 支配地域であった人、そして

戦争のために居住地を離れることを強いられ、イスラエル当局の手続きや行動によりそこへ戻る ことができない人

又は、 パレスチナに居住地があるが1947年11月29日時点ないしそれ以降にパレスチナ外におり、 戦争のため又はイスラエル当局の手続きと行動のためにそこへ戻ることができない人

又は、 1947年11月29日から1949年7月20日の間に戦争又はイスラエル当局の手続きと行動のため生活手段を失った人。具体的には、イスラエル支配下になった地域で日常的に耕作をしていた農地を失った人や、イスラエル支配下になった地域で職を失ったヨルダン川西岸・ガザ住民、又日常的に放牧に従事し取引きしていた領域だがイスラエル支配下になって以降そこへ入ることができない遊牧部族ないし半遊牧部族民を指している。

上記いずれかに該当するパレスチナ難民の配偶者と子孫

(2)継続4ヶ国委員会の定義

1967年6月4日戦争前夜、ヨルダン川西岸とガザの外にいたパレスチナ人で、ヨルダンとガザそれぞれで人口登録されていた人々。これらは、学生・ビジネスマン・労働者・イスラエルの占領により戻って来ることができなかったその他の人々も含む。

ヨルダン川西岸とガザの市民で戦争中ないし戦争後に強制移住させられた人々。

1967年9月実施の国勢調査後に占領地を離れたパレスチナ人で、イスラエルにより戻ることを妨

げられた人々。

以上3つ列挙したが、実は しか4ヶ国のコンセンサスが得られておらず、イスラエル政府が との認定と定義内に「家族」と「子孫」の言葉を入れる事に終始反対している。

- . 中東和平プロセスにおける難民政策の展開
- 1.中東和平プロセスとは何か

(1)背景

イスラエルとパレスチナが和平模索に踏み切った背景には経済的事情 2 点と政治的時代状況 3 点があったと考えられる。

まず経済的事情であるが、

パレスチナは、1991年の湾岸戦争時イラク支持に回った結果アメリカなど西側諸国とアラブ諸国からの資金流入が止まった事により経済破綻に陥っていた。

イスラエルも、冷戦終結による旧ソ連からのユダヤ人移民大量流入を受けて供給が需要を上回り、 経済が破綻して仕事不足に陥ってしまった。特に、彼らの就業促進を図るため国境を封鎖したそれま での労働供給地ガザでは失業率がさらに上がり¹²⁾、手放すことを考えた。(ガザの地理は図表 2 を参 照。)

次に当時の政治的時代状況であるが、

パレスチナは、ソ連の崩壊とそれに伴う中東政治からの離脱の結果イスラエルの同盟国アメリカの 比重が上がり、又湾岸戦争でのアラブ世界分裂で対イスラエルの力が低下したため、新たな環境での 紛争解決を模索せざるを得なくなった。

第一次インティファーダー以降、イスラエル国民の間では厭戦気分が広がり、占領の是非を問う声やパレスチナ人の存在を認める必要性が高まっていた。さらに、民族的一体感より良い暮らしを求める旧ソ連からのユダヤ人移民は和平による投資を期待する和平推進勢力であった。

又イスラエルは、特に経済面で弱体するPLOに代わりイスラム過激派勢力(ハマスなど)が顕著な台頭を見せ始めたため、予想される代償の大きさを考慮しPLOが倒れる前に和平をまとめる必要性を痛感していた。

以上、経済・政治両で両者の思惑が上手く重なり合い、中東和平プロセスが開始されることとなった。

(2)経過

1991年10月30日、スペインのマドリードにイスラエル、パレスチナ代表、周辺アラブ諸国など全当事者が集いアメリカ・ロシア主催の中東和平国際会議が開催され13、安全保障理事会決議242(1967

年)と338(1973年)を交渉原則としてパレスチナの暫定自治合意後 5 年の自治を経て 2 国家共存を目指す事が確認された 14)。

しかし開始後間もなく1年半にわたる停滞を始め、ようやく1993年春からノルウェー主催によるPLO側-ラビンイスラエル首相(当時)間秘密交渉で再開された。両当事者がお互いの存在を初めて承認し合った結果、同年9月13日、歴史的な「パレスチナ暫定自治政府の取極めに関する原則宣言(オスロー合意)」が調印され、翌94年5月から5年に及ぶヨルダン川西岸の一部(エリコ)とガザでのパレスチナ暫定自治統治が合意された。そして合意通りの期日で自治統治が始まると15、1995年9月にはさらに「西岸とガザに関するイスラエル パレスチナ暫定協定(パレスチナ拡大自治合意)」でエリコ以外のヨルダン川西岸地域での自治拡大が盛り込まれ、パレスチナ自治議会選挙・自治政府長選挙も予定通り1996年に実施された。

しかし同年のイスラエル選挙において、強硬派ネタニヤフ氏が首相となり、氏が率いるリクード党が与党に転じたことで和平プロセスが悪化し始める。イスラエルは1997年1月の「ヘプロン合意」や1998年10月の「ワイ・リバー合意」でイスラエル軍の追加撤退や自治政府への部分的権限委譲など合意した後に16、新たなユダヤ人入植を決定したり閣内で意見統一が謀れなかったりなど合意実施を中断する事態を繰り返した。その結果、当交渉は最終解決の決着をつけられぬまま1999年5月4日の自治統治期限切れを迎えた。

そこで2000年9月までの自治延期が決定され、1999年5月には和平積極派の労働党バラク政権に代わったが、最終合意にこぎつく努力が確認されるばかりで具体的には進まず¹⁷⁾、結局延長自治期限切れを2ヶ月後に控えた2000年7月11日のキャンプデービット2000サミットでも、2週間にわたる交渉も空しく具体的成果のないまま失敗に終った。そして、再び何の進展もなく9月13日の期限切れを迎え、2週間後の同月28日、第二次インティファーダーが勃発したのである。

出典、森沢典子『パレスチナが見たい』TBSブリタニカ

(3) 難民政策の枠組み

中東和平プロセスにおけるパレスチナ難民問題の取り組みは主に人道援助・技術的(technical)側面と政治的側面の2つの枠組みに分けられ、並行する形で進められた。前者は多国間トラックの1つで人道援助に関し討議するRefugee Working Group(以下RWG)と「67年難民」に関して取り組む継続4ヶ国委員会がその役割を担っており、後者にはイスラエル・パレスチナ2国間交渉内の最終的地位交渉が該当する。

本稿は政治面での政策に主眼を置くため、援助・技術面での政策に関しては注釈での言及のみに留める¹⁸⁾。

2 . 難民政策の政治的側面 最終的地位交渉

(1)政策過程

当交渉は「暫定自治政府の取極めに関する原則宣言」第5条(1993年)の規定に基づき¹⁹⁾、「48年 難民」問題を政治的に取り扱っている。

1996年5月、ターバで第一回会合が開かれ、合意された政治プロセスを通じての公正且つ持続的、包括的な平和解決・歴史的和解の実現という交渉目的と、1993年の「暫定自治に関する原則宣言」と1995年の「拡大自治合意」を交渉原則にする旨が確認された²⁰⁾。

しかし、わずか数ヶ月後イスラエルの強硬派ネタニヤフ政権誕生により早くも中断となり、その後 ヘブロンからの撤退を合意した1997年1月の「ヘブロン合意」や実務レベルでの会談(同年7月)で 交渉再開が要求されたが、イスラエルの政策や治安問題の発生により再開されることはなかった²¹⁾。 翌年11月には、交渉の即時再開と1999年5月4日までの協定締結努力を合意した「ワイ・リバー合意」を受けてイスラエルのシャロン外相(当時) - パレスチナのアブ・マゼン会談が行われたが停滞を打破できず、1999年5月4日の自治統治期限切れとなった。

自治統治期限が2000年9月までに延長されても同じ情勢が繰り返された。新たなタイムテーブルを約したイスラエル PLO間「シャルム・アッ・シャイフ覚書」に従い3年の中断を経て1999年9月13日エレツ検問所で正式な交渉再開が果たされたものの、2000年2月までになされるはずの枠組み合意も実現しないなど予定通りには進まず、3月に相次いで行われたトップ間合意や対話も功を奏さなかった。

結局、最後のチャンス、7月のキャンプデービット2000サミットでも連日深夜まで最終的地位に関する交渉が続けられたが、最後まで両者の相違は埋まらず、和平プロセス開始以来難民問題の進展・合意はほとんどないまま失敗に帰した。そして9月13日の自治統治期限切れを迎え、28日第二次インティファーダーが勃発した。

(2)政策分析

i)1996年から1999年まで交渉が中断した要因

1996年の開始直後から3年間も交渉が中断され、難民問題に関し全く話し合われない事態となった要因は2つ考えられる。イスラエル政府の政策変化(以下)とイスラム過激派ハマスの行動(以下)である。

イスラエル政府の政策変化は、1996年のネタニヤフ政権誕生によりもたらされた。氏が党首を務める与党リクード党は、和平推進派で柔軟政策を展開した前ラビン労働党政権とは異なり、元来よりa.パレスチナ主権国家の拒否・b.東西エルサレムの返還拒否・c.1967年戦争以前への原状回復拒否・d. P L O との交渉拒否から成る「4つのノー政策」を掲げる和平消極派で、特にネタニヤフ氏は地中海東岸からヨルダン川西岸までの全領域をイスラエル固有の領土と主張する党内きっての強硬派であった。そこで前与党が進めてきた和平政策を真っ向から否定し²²⁾、例えばヘブロンからのイスラエル軍撤退を合意したにも関わらず(1997年)既成事実作りとして新たなユダヤ人入植を急ピッチで進めるなど対極的な政策をとった結果、「和平プロセスの内実変化」(森戸幸次)そして難民問題を扱う当交渉も含めた現行和平プロセスの事実上機能停止・形骸化が起こり、「和平環境の破壊」(森戸幸次)にまで至った²³⁾。

一方、イスラム過激派ハマスは1987年の第一次インティファーダー時に創設されたイスラム政治活動の一翼を担う秘密の政治・軍事組織で、「パレスチナの領土は全てのイスラム教徒に付与されたワクフ(寄進財)」等の信念の下²⁴⁾、5年の暫定自治・イスラエルの全面撤退を経てイスラエルとの平和共存を目指すPLOと中東和平プロセスに当初から反発していた。1997年から1998年の間には、最終的地位交渉再開やアメリカの調停外交歴訪、交渉再開を謳った合意締結(「ワイ・リバー合意」)に照準を合わせてその度に連続自爆テロを敢行し²⁵⁾、イスラエル政府による東エルサレムでの入植地

建設を中止させないまま再開する和平交渉の粉砕を狙った。

以上2つの要因について述べたが、やはり一番影響が大きかったのは前者 であろう。それは、ネタニヤフ氏の首相就任以前からハマスによる攻撃があったものの中東和平プロセスは動いていた事実、又ネタニヤフ時代になり交渉中断・和平プロセス停滞が始まった事実から推測される。治安最優先を掲げるネタニヤフ政権の誕生には、自治合意後のハマスによる自爆テロを受け和平進展に躊躇するイスラエル国内の世論があったわけだが、パレスチナ全域をユダヤ人のものとする「大イスラエル主義」を堅持して入植地からの撤退を頑なに拒否し続け、パレスチナ人を逆なでする政策を進めた事が、イスラエル・パレスチナ間の不信感をさらに深め和平環境を破壊し交渉の余地すら見出せない状況を作り出したと言える。

ii)2000年キャンプデービットサミット

延長自治統治期限切れ前の最大且つラストのチャンスであったこのサミットが、なぜ成果を上げることなく失敗に終ったのか。難民問題に関し討議された内容に若干言及した後、失敗に終った要因・ 交渉での問題点を分析する。

パレスチナ難民問題はサミット内において2つの交渉形式(以下a、b)で扱われた。

a . グループ別セッション

各グループ(他にエルサレム問題や安全保障措置など)の中で、この難民委員会が最も難しく最も成功しなかったと言われている。それは 難民に関し「イスラエルによる帰還権の確認、失われた財産に対する補償」を掲げるパレスチナ側見解と「帰還権は認めない、人道的な立場からの補償」とするイスラエル側見解が激しく衝突し²⁶、さらに 1948年にパレスチナで起こった追放・虐殺等(ナクバ)の責任所在について、イスラエルの責任を主張するパレスチナ側と、ナクバの犯罪と責任を完全否定してアラブ責任を唱えるイスラエルの間で堂々巡りとなったためである。

この状況下で、イスラエル在留パレスチナ人の親戚を帰還させる「家族再統一(reunification)」ないし「人道的ケース」のみ10年以内に数千人の帰還を認める主張をイスラエルから引き出した事が唯一の成果と言える。

b.トップ間マラソン交渉

この交渉は、形式上はクリントン アラファト間交渉とクリントン バラク間交渉の連続体から成っているが、実態はアメリカとイスラエル両国の意見がほぼ全て一致していたためクリントン・バラク アラファト間交渉であったと言っても過言ではない。

アラファト議長は交渉期間中クリントン大統領(当時)に対して、国連決議194に従った全パレスチナ難民帰還権の主張や帰還権の実施メカニズム・補償プロセスの確立等を訴え²⁷⁾、難民問題の解決を盛り込む条件での最終的合意のみ締結する旨を主張した。しかし、クリントン大統領が提示した提案はイスラエル提案であり「難民問題の満足な解決」としか言及されなかったため、交渉の進展はな

かった。その後も、エルサレムの譲歩に合意すればパレスチナ国家を承認するという「国家」面と、 合意に調印すればパレスチナ国家に対し巨額の財政援助をするとの「財政」面で誘惑を図り、アラブ 各国のリーダーにアラファト議長へのプレッシャーを要請するなど、アメリカの調停努力が続いたが、 最後までアラファト議長の譲歩を引き出せず失敗に終ったのである。

ではなぜ交渉が失敗に終ったのか。以下の4点が要因ではないかと考える。 サミット開催にあたっての参加国意見不一致、 当事国による交渉作戦の決定的相違、 イスラエルとアメリカの当初予測の甘さ、 アメリカの当交渉における仲介国としての不適任さ。

サミット開催にあたっての参加国意見不一致

パレスチナのアラファト議長は開催前、サミットを開くには時期尚早として前段階での数週間に及ぶ集中交渉の必要性を仲介国のアメリカに伝えていたと言われる。しかしアメリカはその意向を無視する形で準備を進め、結果として全当事者の同意がないままサミットの開催を決定した。元々合意を伴わない不十分な段階で行われた話し合いが上手くいかない事は自明の理である。

当事国による交渉作戦の決定的相違

イスラエル側は交渉事項の中で特にパレスチナ難民問題とエルサレム問題を周辺化させ遅らせたいと考えていた。恐らく、この2問題は両当事者とも譲歩できない最難関問題であるため他の諸問題を 先に交渉することで外枠を埋めてイスラエル有利の状況を作り出し、パレスチナ側を譲歩せざるを得なくする狙いがあったのではないだろうか。そして調停国アメリカもこの歩調に合わせていた。

一方パレスチナ側は、パレスチナが調印する唯一の合意として、難民問題も含めた全問題が十分に 詳述され実施のメカニズムも設定され且つ国際的保証により確立されているものを掲げ、イスラエ ル・アメリカ側に対しこの姿勢を貫いていた。こうして、交渉作戦における当事者間の決定的相違が 最後まで縮まることはなかった。

イスラエルとアメリカの当初予測の甘さ

イスラエルとアメリカはサミット前にある予測を立てていた。それは、パレスチナ側はPLOに示される弱体化の故プレッシャーに抵抗できる程のアラブ側支持を取り付けられず、難民問題では「家族再統一」(イスラエルに在留するパレスチナ人の親戚を帰還させる)下で数百人の難民帰還を許可すれば、それで彼らは納得し紛争と難民問題の終結に合意するであろうとの予測であった。しかし、現実は予測に全く反し、パレスチナ側は終始一歩も引く構えを見せることはなかった。ここに、イスラエル・アメリカの予測の甘さがあったと言える。

アメリカの当交渉における仲介国としての不適任さ

私が不適任と考える部分を以下3点にわたり指摘する。

- 一つは、仲介を行う第三国に求められる第一条件である中立性の欠如である。これは次の事実から 窺える。
- ・アメリカは全ての提案を前もってイスラエルに示していたため、イスラエルの立場に関する新たな

言明が登場するのは常に全てアメリカ側の発言・資料内であった。

- ・アメリカはパレスチナ側に合意締結を迫る理由として繰り返しバラク政権連立危機を訴えた。
- ・イスラエルが和平プロセスの原則に矛盾する姿勢をとっていたにも関わらず、調停国として警告や プレッシャーをかけなかった。

アメリカが、おおよそイスラエル側に立ちイスラエルの見解・利益を共有して交渉に臨んでおり、中立性を著しく欠いていたことは明白である。この背景にはアメリカにおける多くのユダヤロビーの存在と彼らの国内政治における多大な影響力がある。彼らの意見を無視することが自身の国内基盤の危機につながるため、クリントン政権はイスラエル寄りになるのである。アメリカがこの仲介における根本を欠いている時点で、公平な交渉も公平な解決模索も有り得ない。

二点目は仲介にあたる上での問題認識不足である。クリントン大統領は当初耳にした、サミット内難民委員会におけるパレスチナ国家(ヨルダン川西岸とガザ)への部分的再定住・西側諸国への移住・補償の3点を基礎にした難民問題進展の可能性を鵜呑みにしており、現実に直面して初めて予想以上の複雑さを感じたとされている。第三国が仲介をするにあたり問題現状の冷静且つできる限り正確な認識が必要不可欠であるが、楽観視していた感が否めないアメリカにはそれが不足していたように思えてならない。

三点目は、私欲である。仲介とは国際紛争の平和的解決を目指して、交渉内容に入り紛争当事者が受け入れうる解決案を提示ないし譲歩を勧める働きを指し²⁸、仲介を行う国は「両当事者が納得し、受け入れる」ことに主眼・利益を置くことが求められる。しかし当サミットにおけるクリントン大統領の場合、半年後の任期満了前に未解決の最難関問題の1つであるこの問題を解決したという名声・実績を残すことに関心があったと言われる。このような一種の私欲を含んだ仲介では、的確な交渉進展など難しいであろう。

以上、本節を通し明らかになるのは、和平の核となる難民問題に関して特に政治面での実りある政策がとられず、問題の状況も当然和平プロセス以前と変わらないという「難民政策の失敗」である。 援助面での政策が進展しても、問題の根本的解決はやはり政治的枠組みでしか有り得ない。

. パレスチナ難民の期待と現実

では、政策決定者ではなく当事者であるパレスチナ難民は自分達の問題をどのように認識し、「和平」とは名ばかりであった和平プロセスに対しどのような思いを抱いていたのか。以下5つのデーターを基に分析する。

*世界唯一のパレスチナ・イスラエル公共政策シンクタンクである**イスラエル・パレスチナ研究情報** センター(Israel Palestine Center for Research and Information、以下IPCRI、1988年設立)の2001 年8月報告²⁹。

- *パレスチナ人ジャーナリストと研究者のグループである**エルサレムメディア&コミュニケーションセンター**(Jerusalem Media & Communication Center、以下JMCC、1988年設立)の2000年3月・6月・7月及び9月報告³⁰⁾。
- *ナクバ(大惨事) 52周年式典の追跡委員会(Follow-Up Committee)のパレスチナ国民議会(Palestinian National Council)に対する2000年6月の「難民覚え書き」。
- *1999年の「Union of Youth Activity Center声明」。
- *ベツレヘムの難民キャンプ (Deheishe) での1996年「第一回難民人民会議宣言」。
 - 「難民覚え書き」以下3つは全て現地の難民自身により組織される委員会、団体、会議である。
 - 1. 難民問題全般に対する意識

(1)問題発生の根本原因

主にJMCC調査を基に地域別、地位別、居住地別に記述する。

*「イスラエル単独青任」

(ヨルダン川西岸 ガザ)ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人の50%が支持。

(難民 非難民)難民の方が、非難民パレスチナ人よりもこの回答が多かった。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民の67.2%、キャンプ外では都市在住難民の54.3%、村在住難民の60.6%が支持。

*「イスラエル・アラブ共同責任」

(ヨルダン川西岸 ガザ)ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人の42%が支持。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民ではわずかな人、キャンプ外では都市在住難民の13%、 村在住難民の12%が支持。

(2)帰還への思い

主にIPCRI調査を基に記述する。

- 「現在の居住場所に関係なく帰還の権利を主張する」
- ...回答者全体は9割方賛成
- ...60歳以上では8割方賛成
- ...青年層も「Union of Youth Activity Center 宣言」の中で同趣旨の主張をしている
- 「帰還は元々住んでいたまさにその場所でなければならない」
- ...回答者全体の90.9%が非常に賛成
- ...60歳以上は97.7%が非常に賛成
- 「帰還は自治区ではなく1948年当時の領土へ戻る事を意味する」
- ...回答者全体の100%が非常に賛成ないし賛成
- ...60歳以上は100%が非常に賛成

- 「難民に帰還の機会が与えられた時には本来のホームタウンへ戻る」
- ...回答者全体の96.7%が「戻る」
- ...60歳以上では63.3%が「戻る」

34.4%が「分からない」

2.3%が「戻らない」

- 「本来のホームタウンがイスラエル主権下であっても生活を受け入れる」
 - …回答者全体の85.2%がYES
 - ...60歳以上は58.6%がNO

29.7%が「分からない」

(3)難民問題解決方法

JMCC調査を基に地域別、地位別、性別、居住地別で、さらにIPCRI調査を基に年齢別でそれぞれ見ていく。

*「国連総会決議194(難民の故郷への帰還権を明記した決議)に基づくのが公正」

(ヨルダン川西岸 ガザ)ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人の82%が支持。

(難民 非難民)難民の方が非難民よりこの考え方が強い。1996年の難民人民会議宣言でも支持されている。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民の83%が支持し、且つ58%が「実行可能」と考えている。

(青年層 60歳以上)青年は「Union of Youth Activity Center声明」で支持している。60歳以上では57%が「賛成」、43%が「意見なし」だが、実行可能性となると1%弱しか支持していない。

*「国際法に基づくのが最も公正」

(男性 女性)この回答は男性難民の方が女性難民よりも多かった。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ外難民がキャンプ内難民より5%多く回答し、且つキャンプ外難民の69%が「実行可能」と考えている。

*「限られた数の難民帰還と補償が公正」31)

(ヨルダン川西岸 ガザ)ヨルダン川西岸とガザのパレスチナ人の11%が支持している。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民の25%が支持している。

*「帰還の代替としての補償が公正」

(青年層 60歳以上)全回答者の98.7%が「反対」であるのに対し、60歳以上は16.4%が「賛成」で その上実行可能性になると21.9%に増えた。

*「再定住が公正」

(青年層 60歳以上)全回答者の99.2%が「拒絶」し1996年の難民人民会議宣言でも「憂慮」が主張されているが、60歳以上では「賛成」が2.3%いた。

*「実行可能な解決策なし」60歳以上の60.9%がこのように回答した。

2.1996年から1999年にかけての意識変化

難民問題を扱う最終的地位交渉の開始から3年の停滞を経た再開までの間に難民たちに起こった意識変化を、JMCC調査とIPCRI調査(世代別部分)で見ていく。

(1)和平プロセス

全体的にパレスチナ人の多数が和平プロセスを基本的に支持しているが、1996年から1999年までに 「支持」が13%減り「反対」が21%増えた。

*1996年~1997年

(ヨルダン川西岸 ガザ)ガザの方がヨルダン川西岸よりも和平プロセスに反対ではなかった。

(難民 非難民)難民の方が非難民よりも支持していた。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民の方がキャンプ外難民よりも和平プロセスに反対ではなかった。

(男性 女性)基本的には女性難民の方が男性難民よりも和平プロセスに支持的である。

(世代別)年齢層が高くなる程、和平プロセスへの支持も高い。

*1997年~1999年

(ヨルダン川西岸 ガザ)ガザにおける「支持」が13%減り「反対」が26%増えた。これはガザの難 民キャンプでの意見変化が影響した。

(難民 非難民)難民の支持率が非難民の支持率よりも徐々に下がってきた。

(キャンプ内難民 外難民)キャンプ内難民の「反対」が19.1%増え、キャンプ外難民よりも明らかに支持的ではなくなった。

(男性 女性)両者の支持率の差が縮まってきており、女性難民の支持率低下が見られる。

(世代別)全年齢層で「反対」22%増が見られる。特に青年層は1999年の「Union of Youth Activity Center声明」で和平プロセスの進め方を批判していた。

(2)パレスチナの政治体制

*「パレスチナ指導者」

一般的にアラファト議長への支持が一番高いが、1997年から1999年までに多くの地域で議長への支持率が低下し、特にガザでは17%減と顕著であった。又、難民の方が非難民よりも支持を下げ、逆に支持順位 2 位であるイスラム過激派ハマスの指導者ヤシン師への支持率を上げた。さらに注目に値するのは、「支持する人なし」との回答が1997年 4 月の18%から1999年10月には29.9%まで上昇した点である。

*「自治政府の実行力」

1997年から1998年までは、ガザの方がヨルダン川西岸より自治政府を積極的に評価していたが、翌年には逆転現象が起こった。同年、青年層も「Union of Youth Activity Center声明」の中で最終的地位交渉における自治政府の在り方を批判している。

*「政党」

1996年以降、PLO主流派ファタハへの支持がとりわけガザとキャンプ内難民の間で下がり、両者ともそれぞれ13%減を見せた。一方イスラム過激派ハマスは、PLOほどではないものの安定した支持率を保っているが、例外的にガザの難民キャンプでは1999年までの3年で8%増を見せた。その他方では、「信頼する政党はない」との回答が1996年1月の17.1%から1999年10月には34%へと倍増していた。

3.2000年における意識 7月のサミット期まで

交渉再開後の2000年における難民の意識はどのようなものであるかを、1項、2項は前節と同じ項目で比較し、3項目でキャンプデービットサミット(7月)に対する難民の期待・予測を見る。

(1)和平プロセス

本項から4項までは2000年3月と6月に行われたJMCCの意識調査を基に記述する。

「パレスチナ暫定自治を認めたオスロー合意 (1993年)とオスロー合意 (1995年)に基づく和 平プロセス方式に対する意見」

...「支持」ヨルダン川西岸の58.7%

ガザの56.6%

...「反対」ヨルダン川西岸の33.6%

ガザの39.7%

「現在の和平交渉をどの程度支持するか」

...「非常に支持」ヨルダン川西岸の59.5%

ガザの55.7%

...「非常に反対」ヨルダン川西岸の38.3%

ガザの40.4%

「イスラエルとパレスチナ側は2000年9月までに最終的地位交渉の合意を結べるか」

...「結べると思う」ヨルダン川西岸の16.8%

ガザの19.6%

...「合意締結はできない」ヨルダン川西岸の61.4%

ガザの57.1%

...「回答が難しい」ヨルダン川西岸の18.8%

ガザの21.2%

「2000年9月13日までに最終合意の締結がされなければどうするか」

...「期日延長・和平交渉継続を支持」ヨルダン川西岸の37.5%

ガザの29.5%

...「和平交渉中止を支持」ヨルダン川西岸の23.6%

ガザの29.2%

...「衝突や抵抗など交渉以外の手段を支持」ヨルダン川西岸の31.4%

ガザの37.2%

「自治区への難民帰還・イスラエルでの家族再統一による難民数万人受け入れ³²⁾・残りの難民に対する現在の居住地での補償を提案する妥協案への意見」

...「絶対に拒絶する」ヨルダン川西岸の43.2%

ガザの58.4%

...「深く再考されるべき」ヨルダン川西岸の36.9%

ガザの31.5%

...「許容できる」ヨルダン川西岸の12.7%

ガザの 7.3%

(2)パレスチナの政治体制

- *最も信頼するパレスチナ指導者
- ...「アラファト議長」ヨルダン川西岸の31.1%

ガザの33.1%

...「ハマス指導者ヤシン師」ヨルダン川西岸の3.5%

ガザの10.5%

...「誰もいない」ヨルダン川西岸の35.8%

ガザの26.9%

- *自治政府の実行力の評価
- ...「良い」ヨルダン川西岸の53.4%

ガザの56.1%

...「悪い」ヨルダン川西岸の32.9%

ガザの43%

*政党

...「PLO主流派ファタハ」を支持 ヨルダン川西岸の31.8%

ガザの39.3%

...「イスラム過激派ハマス」を支持 ヨルダン川西岸の10.2%

ガザの15.1%

...「信頼する政党なし」ヨルダン川西岸の39.2%

ガザの33.8%

(3)2000年キャンプデービットサミットへの思い

2000年7月16日、17日の2日間(サミット開催中)にわたり行われたJMCCの意識調査結果を基に記述する。

「サミットにおいて許容できる最終的合意を結ぶことができると思うか」

...「合意締結ができると思う」ヨルダン川西岸の34.6%

ガザの42%

...「合意締結できないと思う」ヨルダン川西岸の54.1%

ガザの50.5%

「サミットにおけるパレスチナ交渉代表団を信頼しているか」

...「信頼している」ヨルダン川西岸の54.3%

ガザの58%

...「信頼していない」ヨルダン川西岸の36.1%

ガザの32.3%

「進行中のサミット交渉で締結される合意を支持するか否か」

...「支持する」ヨルダン川西岸の28.6%

ガザの27.5%

...「反対する」ヨルダン川西岸の67.3%

ガザの68.6%

4. 難民の意識変化に見る政策課題

(1)意識分析

前節までの計3節を通じ見てきた難民の意識から分析できる傾向を以下4点指摘する。

まず、生活が大変な地域ないし立場で生きるパレスチナ人ほど「イスラエル責任論」を主張して補償や再定住による代替策を拒み、元来の居住地への帰還権を認める総会決議194に基づく解決に固執し、又和平プロセスに対しても最終的地位交渉開始当時(1996年)大きな期待を持ったものの停滞が始まると2000年までの4年間に大きく支持を下げたという傾向である。

回答者別に見ると、ヨルダン川西岸とガザでは「ガザ」、難民と非難民では「難民」、キャンプ内 難民とキャンプ外難民では「キャンプ内難民」の方が多く上記回答をしており、いずれも貧困などの 生活苦または故郷から離れて暮らす身体的・精神的苦労を抱える人々なのである。

つまり、苦労の多い人々の方がイスラエルへの敵対心と、安住していた生活場所への回帰心を強めていたことが窺える。そして、彼らは難民問題が初めて政治課題として扱われる交渉に自分達の苦境が打開される可能性を見出したため、和平プロセスに対する期待をなおさら強めた訳だが、期待とは裏腹に停滞を繰り返す現実に直面し、支持率の低下に示されるが如く「失望」し始め徐々に「あきら

め」へと変わっていった。2000年9月に最終合意締結が失敗した後の方法として「交渉中止」や「暴力など他の手段」を支持する傾向が特に「ガザ」に多く見られたことから、期待の大きかった分その反動も大きかったと言える。

次に、難民の間での意識の違いは上記した生活水準だけでなく教育水準にも由来するのではないかという点である。具体的には、「ガザ」は和平プロセスへのあきらめ度合いがより高いにも関わらず2000年7月のサミット及び同年9月の延長自治統治期限切れまでの合意締結を可能だと考える人がヨルダン川西岸より多かった事実から、後者が冷静な状況分析を基に現実的判断を下しているのに対し、前者ガザの人々は状況を受け止めながらも希望的観測をしている姿勢が読み取れる。難民の教育に関して調査はしていないが多くの場合生活水準と教育水準は比例するため、このように推測される。

さらに、特に「帰還への思い」と「帰還方法に対する考え方」に関し青年と高齢者の間では思い に顕著な隔たりが存在する事を指摘できる。

原則・理想という思いの次元では、青年層よりも高齢者層の方が1948年当時の領土への帰還に強い 固執度を見せているが、実行という現実次元になると、帰還権を認める総会決議194実行のために闘 争・抵抗も辞さない構えの青年層に対して高齢者層は約2割の人が帰還の代替策(再定住・補償)を 支持する反比例を見せている。

現在に至っても何ら進展を見せない難民問題を長年見てきた高齢者層は、恐らく帰還の実行可能性をないに近いと考え半ばあきらめているのであろう。そこで、経験を重ねあきらめる彼らではなく現実を変えるとの理想に突き進む青年層が常にイスラエルとの闘争・抵抗運動の担い手となるのである。

最後に、政治不信の拡大である。パレスチナ指導者や政党に対する評価で、「信頼する指導者及び支持政党なし」との回答が1997年以降の3年間で約2倍強増え全体の3~4割を占めていた。この時期は和平プロセスが停滞し難民問題が話し合われない時期と重なっており、恐らく和平プロセスに対する不満が指導者・政党への不満につながり政治不信へと発展したのであろう。言い換えれば、「自分達の手でなんとかしなくては」と考える人がそれだけ増えたのであろう。

(2)政策課題

本項では、今まで分析してきた難民意識を基準に現行のパレスチナ難民政策を見つめ直し、私が考える政治面での政策課題を3点述べたい。

1点は交渉形式である。現在の難民問題は1993年の「暫定自治に関する原則宣言」に基づき最終的地位交渉内で取り扱われている。これは、まずパレスチナの自治を始めさせ、独立国家樹立までにその最終的地位に関する問題の解決を図るという枠組みある。しかしこの形式では、解決が難解な問題ばかりを一度に扱いすぎるため交渉自体の進展が難しく、特にイスラエルのネタニヤフ政権時代のような強硬派政権の場合交渉中断の事態に陥ってしまう。その上、仮に交渉が進められてもイスラエル・アメリカ側の難民・エルサレム問題を周辺化させる姿勢が難民政策における当枠組みを無効なも

のにしている。これでは、半世紀以上も早急な解決を求め続け最も苦しむ難民の思いが無視されていると言っても過言ではない。

難民及びエルサレムに関しては、イスラエル、パレスチナとも最も妥協できない問題である。そこで、それらのみを単独に扱い集中的に討議・交渉するような別な政治的枠組みを新たに設け、最終的地位交渉と連携する形で進めることはできないであろうかと考える。

2点目は交渉の参加形態である。現在の交渉はイスラエルとパレスチナの2国間交渉に仲介役としてアメリカが参加する形になっている。この形態の欠点は、イスラエルとアメリカが同調し合うため公平な話し合いが実質不可能な状況であり、さらにパワー関係でパレスチナにかなりの譲歩が強いられ、最終的にアメリカの後押しを受けイスラエルに押し切られる可能性も十分にある点である。しかし、様々な現実的要素を考慮するとこの複雑で難しい紛争を仲介できるのはやはりアメリカである事実も否定できない。

そこで、現在の参加形態を継続しつつ公平・公正な論議環境を整えるには、国連が援助面だけでなく政治面でも今以上の中心的役割を果たし、アメリカ仲介による交渉が公平であるかを監視する機能を果たすことが期待される。

3点目は、交渉者側と当事者である難民たちとの意見交換をする場についてである。人道援助面での政策を行うRWGでは、難民たちが今何を必要としているか彼ら自身から直接聞くため、国際使節団を難民キャンプへ送り難民と対話する機会作りを促進している。しかし、最終的地位交渉においてはそのような場が設けられていない。確かに交渉に臨むパレスチナ代表団は選挙で選出された正当なる民衆の声の代弁者であり十分であると言われるかもしれない。しかし、当事者の声を直接聞く必要があるのは援助面だけではないと思う。

現状からして、難民たちの望みを完全に叶えることは今や不可能に近く、現状を打ち破り未来を開くためにもある程度の妥協をせざるを得なくなっている。だからこそ、トップ間交渉や代表団交渉が行われる前段階ないし交渉と付随・並行する形で、交渉者側と難民の代表メンバーが対話をする機会を設けるべきであると考える。

交渉者が当事者と話す場もなく彼ら(難民)の未来をテーブルの上で決めてしまえば、それが特に「妥協」という彼らの意に反する結果になった場合、その事が中東の新たな不安定要因につながっていくからである。

おわりに

イスラエル・パレスチナ紛争が始まってから今年で55年が経過しようとしている。しかし、その解決の突破口と期待された中東和平プロセスでは、難民問題に関し難民たちの民意がほとんど反映されることなくいかに実りある政策がとられなかったか、その結果最も苦しむ彼らに決して「和平」がも

たらされず、彼らがいかに希望から失望へと落とされ政治自体への不信を高めていったか、を本稿で は明らかにしてきた。

ここから窺えるのは、難民たちが既に業を煮やしており自ら行動を起こす必要性を感じていたであるうという事である。第二次インティファーダー勃発の3ヶ月前に約3割の人が延長自治統治期限切れまでに合意を結べなかった場合交渉を中止して抵抗や闘争に出ると回答していた事実がそれを裏付けている。つまり、民衆蜂起に出るのは時間の問題という状況下で2000年9月28日、シャロン首相の挑発行為という1つのきっかけが起こり、その行為に対する怒りと共に和平プロセスにおける難民政策失敗への怒り・不満が一気に噴出し第二次インティファーダーが始まったと言える。

但し、今回のインティファーダーは第1次インティファーダーとは手段の点で異なる点に留意すべきであろう。投石や店を閉める等の一般的抵抗を手段とした第一次に対し、今の第二次は武力を伴っている。勃発3ヶ月目の2000年12月度意識調査によると、難民全体の72.1%がイスラエルに対する武力攻撃を、66.2%が自爆攻撃(テロ)を支持していた330。その結果、勃発からわずか1年でパレスチナ側580人(うち暗殺70人)・イスラエル側170人もの死者を出し、翌2002年には広河隆一氏曰く「インティファーダーの時代が終り過酷なパレスチナ独立戦争の時代が始まった」340。

図3 インティファーダーによる犠牲者数の変遷

出典、森戸幸次『中東百年戦争 パレスチナと宗教ナショナリズム』平凡新書、2001年

難民キャンプで生まれ、争い・暴力・憎悪の渦巻く世界を毎日見、難民キャンプで一生を終えるような生き方を強いられてきた子供たちや人々が、個々人の意思と権利で各々自由に生き方を選択し道を切り開いていける社会が一刻も早く実現されなければならない。

人間が引き起こした問題を人間が解決できないはずはない。公正で難民自身も納得のゆく問題解決をはかるためにも政策決定者は少しでも難民との対話の場を設け、又アメリカだけでなく特に国連がもっと力を発揮する事を期待する。また、我が日本も中東地域との比較的友好な関係を上手に利用して援助面だけでなくさらに尽力すべきであろう。

そして私達自身は、同じ生命を持ち生きる人間同胞として「無関心」をなくすことで、わずかかもしれないが解決へ向け貢献できるのではないだろうか。民衆の声ほど強いものはない。私達 1 人 1 人が少しでも関心をもつことで世論を形成し、それが他国と呼応して大きな世論の波となれば、どんなに複雑で困難な問題でもきっと打開のきっかけを作っていけるであろう。

注

- $^{1)}$ 「直接的暴力の世紀」とはヨハン・ガルトゥング博士の言葉である。池田大作、ヨハン・ガルトゥング『対談 平和への選択』毎日新聞社,1995,135頁。又、難民数は国連難民高等弁務官事務所が2000年 1月1日に発表した数である。
- ²⁾自己実現とは、平和学において「構造的暴力」の概念説明の中で出てくる、人間が持つ潜在的可能性の現実的実現を指す。高柳先男『戦争を知るための平和学入門』筑摩書房,2000,107頁
- 3⁾ 1948年12月11日の国連総会決議194 () で帰還権を、1974年11月22日の国連総会決議3236 () で自 決権を承認し、度々早期解決を呼びかけてきた。
- 4)第一次インティファーダーは、1987年12月10日、パレスチナ人の乗った車にイスラエル軍車が突っ込み4名のパレスチナ人死者を出した事件を機に、20年にわたるヨルダン川西岸・ガザでのイスラエルの占領・支配や、PLOによる行き詰まった解放闘争への民衆の怒り・不満が爆発して起こった。
- 5⁾ 1897年の第一回シオニスト会議を機に政治的シオニズムとパレスチナを「約束の地」とする宗教的シオニズム が結びつき、入植が加速した。
- 6⁾ 1920年にイギリスにより出された移住制限を無視してユダヤ人は入植を続け、第二次世界大戦中のホロコーストがさらに拍車をかけた。
- 7)シオニストたちは、パレスチナでのユダヤ人国家建設がイギリスの国益にかなうとイギリス政府に働きかけていた。立山良司 他『国際情勢ベーシックシリーズ 中東 第3版』自由国民社,2002,242 3頁
- 8) それ以前ユダヤ人はパレスチナ領土の7%しか所有していなかった。
- 9)特にハイファとヤッファでは住民が1人もいなくなった。ユダヤ人はこの両地を占領し、さらに国連分割案でアラブに割り当てられた地域をも制圧した。
- ¹⁰⁾ 24万5千人がヨルダン川西岸とガザからヨルダン川を越え、11万人がガザからエジプトへ、さらに11万5千人がゴラン高原からシリアへと追われた。
- 11)「48年難民」はrefugeeと表記されるが「67年難民」はdisplaced personと表記されるため、後者は本来であれば「避難民」と約されるのであるが、「67年難民」と呼ばれるのが一般的である。
- 12) ガザは世界で最も人口密度が高くそのうち3分の2が難民で、当時難民の60%が失業中であった。
- 13) 当時アメリカとイスラエルはPLOをパレスチナの唯一正当な代表と認めていなかったため、PLOは参加代表から排除されていた。
- 14)安保理決議242は、第三次中東戦争でイスラエルが支配した領土からのイスラエル軍撤退、領域全国家の主権、パレスチナの政治的独立承認の尊重等を規定し、安保理決議338はこの決議242の遵守を求めたものである。 http://domino.un.org/ この2つは当交渉において「土地と和平の交換原則」と呼ばれている。
- 15)1994年5月4日、ガザ・エリコ先行自治協定締結。
- $^{16)}$ 追加撤退とは、以前の合意で撤退地域に含まれなかったヘプロンからの撤退であり、部分的権限委譲はパレスチナ側へのヨルダン川西岸13%委譲を指す。
- 17) 1999年9月4日、「シャルム・アッ・シャイフ覚え書き」
- 18) RWGは1992年に設立された多国間トラックの1つで、難民の生活条件の改善や難民問題の理解促進を目的に経済・社会インフラなど7分類で活動している。又、継続4ヶ国委員会は1993年の「暫定自治に関する原則宣言」に基づき設立され、「67年難民」の定義や帰還様式など技術的な取り組みをしている。
- 19¹第5条「(中略)最終的地位交渉は、エルサレム・**難民**・入植地・安保取極・境界線・近隣国との関係など残存している問題をカバーする。」http://www.un.org/Depts/dpa/qpal/docs/A_48_486.htm
- 20)全17条と追加4条から成り、自治に伴う選挙、司法権、安保、イスラエル軍撤退・再配備等が規定されている。

- 21) イスラエルの政策は「ヘプロン合意」後の新たな入植政策を、治安問題はハマスの自爆テロを、それぞれ指す。
- ²²⁾ 前労働党政権は、ヨルダン川西岸とガザの一部を放棄してイスラエルから切り離す新和平構想を生み出し、ユダヤ人国家の隣に国家には至らないパレスチナ人の実体(Entity)を作る方向を追求していた。
- 23) 森戸幸次『中東百年紛争 パレスチナと宗教ナショナリズム』平凡新書, 2001, 83頁
- 24) ハマスはムスリム同胞団に源流を持ち、1967年からのイスラエル占領を受けて政治活動に力を入れ始めた。
- ²⁵⁾ 交渉再開合意の2日後、西エルサレムで2件連続の自爆テロを起こし(死傷者150人以上)、さらにオルブライト米国務長官の来訪に合わせて3件連続自爆テロを敢行した(死傷者170人以上)。1998年10月の「ワイ・リバー合意」締結後にも入植者のスクールバスめがけて自爆テロを起こした。
- 26) 帰還権の実施をタイムテーブルにのせる対話をイスラエルは全て拒否した。
- 27) 国連総会決議194第11条「近隣の人々と平和に暮らすために故郷に帰りたがっている難民は、できるだけ早い時期にそうすることが認められるべきである。また、帰還を選択しない人々と、国際法または衡平原則の下に各国政府あるいは関係当局により適正な処理がなされるべき財産の損失や損傷に対しては補償が払われるべきである。」http://domino.un.org/
- 28) 筒井若水『国際法辞典』有斐閣, 1998, 69頁
- 29)「48年難民」と「67年難民」を対象に計16のヨルダン川西岸とガザの難民キャンプ・市町村で実施された。
- ³⁰⁾ ヨルダン川西岸とガザにいる 8 歳以上の約1200人を対象に1996年から1999年まで毎年行った調査を基にレポートがまとめられている。
- 31) 現在の交渉で提示されている解決策である。
- 32)「家族再統一」とはイスラエル在留パレスチナ人(イスラエルの人口の1割)の親戚をイスラエルに受け入れる事である。
- 33)2000年12月末に行われたJMCCの意識調査。
- 34) 広河隆一『パレスチナ 新版』岩波新書,2002,183 4頁